

神戸市告示第 594 号

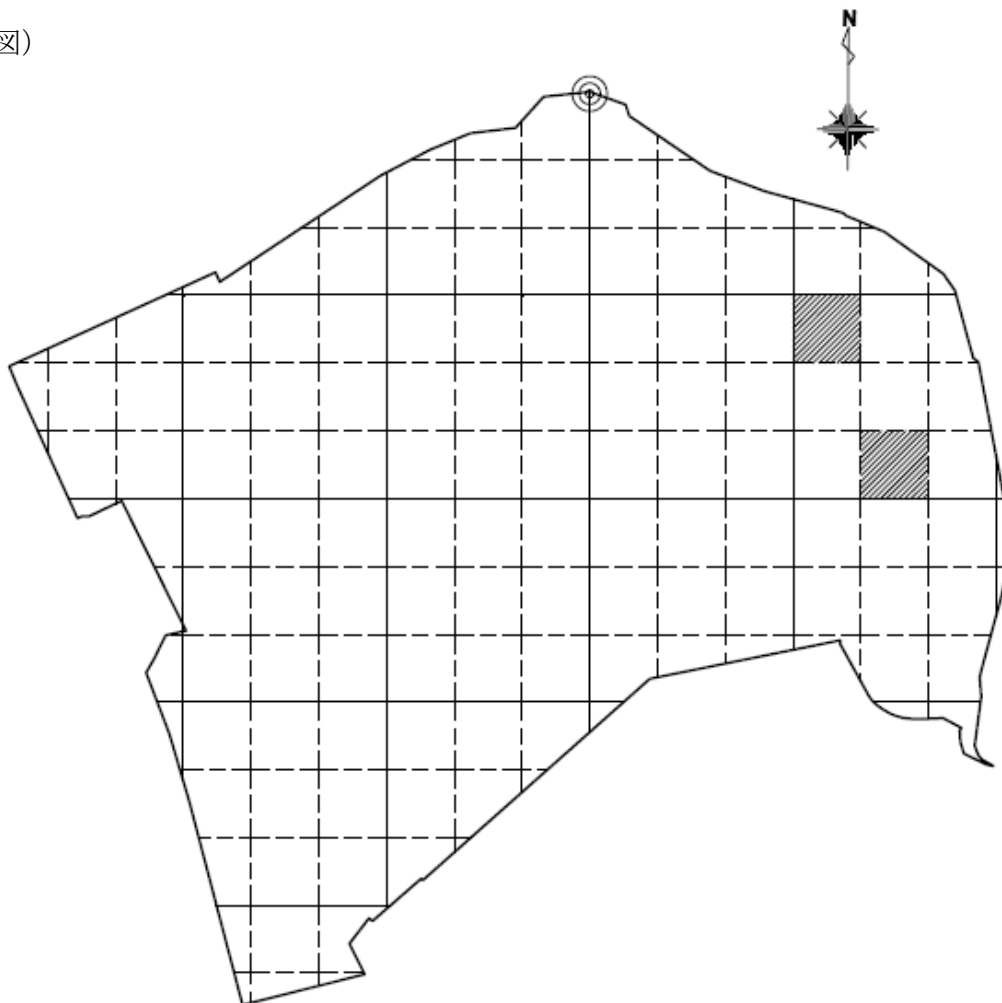
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 2 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
中央区中山手通 7 丁目 7 番 5 の一部，14 番 4 の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物

(別図)



< 凡例 >	
	: 起点
	: 調査対象地
	: 形質変更時要届出区域

< 起点 >  
起点は，中央区中山手通 7 丁目 7 番 5 の最北端のプレート境界とする。

< 格子の回転角度 >  
 $89^{\circ} 40' 39''$   
起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を，起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。